

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の一部を改正する命令案」に関する御意見募集の結果について

令和5年7月21日
デジタル庁デジタル社会共通機能グループ

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の一部を改正する命令案」について、令和5年6月1日から同月30日まで御意見の募集を行ったところ、5件の御意見をいただきました。

いただいた御意見の概要及びそれに対する当グループの考え方について、以下のとおりまとめました。なお、とりまとめの都合上、内容により適宜集約させていただいております。また、今回の御意見募集の対象とならない内容であったこと等から取り上げていない御意見についても、今後の職務の参考とさせていただきます。

貴重な御意見をお寄せいただき、厚く御礼申し上げます。

御意見の内容	御意見に対する考え方
<p>意見公募手続においては、具体的かつ明確な内容を示すべきであるため、意見募集の添付資料に改正命令案を提示の上、再度意見募集をするべきである。 (同旨1件)</p>	<p>ご意見ありがとうございます。 意見公募手続の趣旨は、法令の改正内容について事前に、広く一般から意見を募り、その意見を考慮することにより、行政運営の公正性の確保と透明性の向上を図り、国民の権利利益の保護に役立てることにあります。 この点、今般の改正における具体的内容を可能な限り具体的かつ明確に改正概要に記載した上で意見公募手続を行っているところですので、改めての意見募集は予定しておりません。</p>
<p>国家資格等の登録等に関する事務（医師等7資格、管理栄養士、薬剤師、介護福祉士）全項目評価書に含まれていない資格を（3）の保育士等を含める理由が知りたい。</p>	<p>デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号利用法」という。）別表第2に追加された国家資格に関する事務のうち、令和6年6月より情報連携の開始を予定している事務について番号利用法別表第2主務省令へ規定しております。</p>

(3) 国家資格に関する事務及び当該事務について連携される特定個人情報の追加について、

戸籍との連携で想定しているのは証明書と現在の氏名が異なる場合に今は戸籍謄本や抄本をつけている事が多いが戸籍との連携により氏名が異なるようなケースや氏名変更時の申請時に戸籍謄本や抄本の添付が不要となると理解して良いか？

(8) 後期高齢者保険の資格確認について

連携できるようにすること自体については特段何ら問題ないと思われるが、共済組合や健保組合等の被保険者だけでなく被扶養者が対象である場合にも情報連携できると考えて良いのか？

また、私学共済等と案には出ているが協会けんぽや健保組合、国保組合も情報連携できるようになると考えて良いか。

全般について

情報連携できるようになる事自体は全項目について全く異論はないため賛成

しかし、情報連携できる事自体に文句を言う人が少なからずいるので情報連携に関して希望しないと言う選択肢も付け加えてはどうか。その場合に連携拒否した場合には提出資料を当然出すこと（出さない場合や確認の為に必要な場合には連携すると言う注意書きも入れてである）も付け加えてはどうか。

国家資格の登録・変更等の事務において、これまで戸籍謄抄本により確認を行っていた、本籍地都道府県名や死亡の事実等について、マイナンバー制度における情報連携により確認することが可能となり、戸籍謄抄本の添付省略が可能となります。

なお、氏名、性別、生年月日、住所については、番号利用法による情報連携では取得できないため、住民基本台帳ネットワーク（地方公共団体情報システム機構）から取得することとなります。

国家公務員共済組合及び地方公務員共済組合の組合員の被扶養者についても後期高齢者医療制度の被保険者資格に関する情報を連携する予定です。なお、私立学校教職員共済制度の加入者の被扶養者においては、従前から情報連携可能です。

また、協会けんぽ、健康保険組合、国保組合の被保険者及び被保険者の被扶養者については、従前から情報連携可能です。

マイナンバーの利用や情報連携等を可能とすることにより、

- ・添付書類の省略等による登録等の手続簡素化
- ・行政機関等における登録等の処理の効率化

などを実現することを考えており、当該効果は、国民におけるメリットに加え、行政運営の効率化や、登録情報の正確性の確保・最新化といったメリットもあります。

これを踏まえ、個々の国民が、その利用等を拒否できる制度とはしておらず、番号利用法に規定する行政機関等が、対象とする事務において、その利用等を行うことができる制度とするものとなります。

マイナンバーは反対です。いりません。

ご意見ありがとうございます。

マイナンバー制度は、行政運営の効率化と国民の利便性向上をあわせて進め、より公平・公正な社会を実現するためのデジタル社会の基盤であり、マイナンバーの利用によって、現在、児童手当の申請など、社会保障制度、税制、災害対策といった約2,500の事務において、行政機関等での情報連携により、住民票の写しや課税証明書等の添付書類を省略可能としております。

これにより、行政側では、市区町村の窓口での各種書類の発行事務負担の軽減効果があり、また、国民側にとっても、各種書類の取得のため市役所に出向くことや取得した書類の提出といった負担が軽減されます。

マイナンバー制度は以上のように、行政運営の効率化や国民の利便性向上に大きく貢献するものであり、引き続き、デジタル社会の基盤であるマイナンバー制度を推進していきたいと思っております。